

柳井市創生テレワーク移住支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち創生テレワーク移住支援事業に基づき、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県から本市へのテレワーク移住の促進を図るために実施する柳井市創生テレワーク移住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市に住民登録することをいう。

(補助対象者要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和5年4月1日以降に転入した者であって、第5条の規定による申請（以下「申請」という。）の日から5年以上継続して本市に居住する意思を有し、かつ、申請時に次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ただし、「柳井市テレワーク移住支援事業費補助金交付要綱」に基づく移住支援事業の対象となる者は除く。

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 転入日の直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県（以下「対象エリア」という。）に在住していたこと。
- イ 転入日の直前までに、連続して1年以上、対象エリアに在住していたこと。
- ウ ただし、対象エリアの大学等へ通学し、対象エリアの企業等に就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(2) 移住に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 移住先でテレワークにより勤務し（原則として、恒常的に通勤しない）、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
- ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(3) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 世帯全員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。
- イ 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 世帯全員に本市市税を滞納している者がいないこと。
- エ 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、山口県及び本市が認める場合を除く。
- オ 世帯全員が、対象エリアにおいて同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。カにおいて同じ。）。
- カ 世帯全員が、いずれも申請の際、転入後1年以内であること。
- キ 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1）単身世帯 30万円

（2）2人以上の世帯 50万円（申請をした日の属する年度の4月1日時点において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき50万円を加算する。）

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は、柳井市創生テレワーク移住支援事業費補助金支給申請書（別記第1号様式）に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1）世帯全員の転入後の住民票（続柄の記載があるもの）
- （2）世帯全員の戸籍の附票等、転入する直前まで10年間のうち、通算して5年以上、対象エリアの住所の履歴を確認できる書類
- （3）補助対象者の就業証明書（別記第2号様式）
- （4）世帯全員の市税完納証明書
- （5）暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者に該当しない旨の

誓約書兼同意書（別記第3号様式）

（6）対象エリアの大学等へ通学していたことを確認することができる書類（対象エリアの大学等へ通学し、対象エリアの企業等へ就職したもので、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とする場合に限る。）

（7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及びその額の確定を行い、その旨を柳井市創生テレワーク移住支援事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの柳井市創生テレワーク移住支援事業費補助金交付請求書（別記第5号様式）の提出による請求に基づき行うものとする。

（是正のための措置）

第8条 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し及び返還命令）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、柳井市創生テレワーク移住支援事業費補助金返還請求書（別記第6号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（1）次のいずれかに該当する場合、全額の返還

ア 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ 補助事業の遂行に関し、市長から必要な報告又は適合させるための措置を求められた場合に、それに応じなかったとき。

ウ 申請のあった日から3年未満に柳井市外へ転出したとき。

エ 申請のあった日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。

（2）次に該当する場合、半額の返還

申請のあった日から3年以上5年以内に柳井市外へ転出したとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に転入した者については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に転入した者については、従前の例により取り扱うものとする。